

# 岡山大学医学部産科婦人科学教室同門会 会則

## 第1条

本会は岡山大学医学部産科婦人科学教室同門会と称する。

## 第2条

本会は会員相互の親睦をはかり岡山大学医学部産科婦人科学教室との連絡をはかるを目的とする。

## 第3条

本会の会員は、名誉会員、功労会員、普通会員をもって構成する。名誉会員は岡山大学医学部産科婦人科学教室教授であった者および副会長を勤めた者とする。功労会員は理事、監事を3期以上勤め、本会に功績があったものを理事会にはかり、会長が推挙し総会に報告する。名誉会員、功労会員は同門会役員会に出席できる。

原則として、副会長、常任理事、監事は75歳以下とする。

普通会員は次の資格を有するものとする。

岡山大学医学部産科婦人科学教室に在籍した者、及び在籍中の者。

産科婦人科学を専門とするもので本会の目的に賛同し、本会々員2名以上の推薦を受けたもの。

## 第4条

本会に下記の役員を置く。

会長：1名

副会長：1名

理事 常任理事:5名、地方理事：若干名

教室幹事：若干名

監事：2名

会長は、在籍中の産科婦人科学教授を以ってし、副会長は会長がこれを委嘱する。常任理事は岡山県在住者より、地方理事は各地方別に、教室幹事は産科婦人科教室員より、監事は会員中より会長がこれを委嘱する。

## **第 5 条**

副会長、理事、教室幹事および監事の任期は 2 年とする。但し留任は妨げない。

## **第 6 条**

会長は、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。常任理事は常任理事会を組織して、会員から委託された事項を執行し、本会の円滑な運営をはかる。地方理事は、地方会員と教室との連絡を計り会務の進捗を掌る。教室幹事は会長の指事により事務を担当し、その処理を行う。監事は会務を監査する。

## **第 7 条**

本会は総会を原則として毎年 6 月に開催する、其他、隨時小会を開催することが出来る。

## **第 8 条**

毎年 1 回会報を発行し、会員に配布する。

## **第 9 条**

本会の運営は会員の会費によってまかなわれる。会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

入会金は 5,000 円、年会費 10,000 円とする。

会費を事由なく、5 年以上滞納したものは元会員とし、本会々員の権利を失うものとする。

## **第 10 条**

入会後 50 年間会員であったものは以後会費を免除する。

## **第 11 条**

本会の事務所は、岡山大学医学部産科婦人科学教室におく。